


彦根市立病院における働き方改革の取り組み

—地方自治体病院における問題点—



住み慣れた地域で健康をささえ、
安心とぬくもりのある病院を目指して

彦根市立病院 院長 中野 顯

医師の働き方改革の背景

これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられていた
医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少
→ 医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される

医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人だけでなく、患者に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要

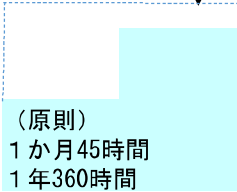
地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして、より質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

医師の時間外労働規制について

一般則

【時間外労働の上限】

- (例外)
- ・年720時間
- ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
- ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで



(原則)
1か月45時間
1年360時間

※この(原則)については医師も同様。

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
 年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

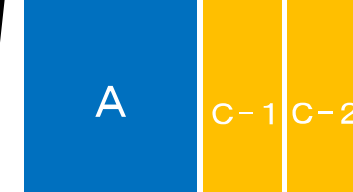
C-2

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり) ※いずれも休日労働含む



※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)
 ※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

医師の働き方の現状

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

医師の働き方改革の目指すもの

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮
により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、
より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

Agenda

- ✓ 彦根市立病院における取り組み
- ✓ 地方自治体病院が抱える問題点

彦根市立病院



地域医療支援病院
臨床研修施設指定病院
地域がん診療連携拠点病院
災害拠点病院

許可病床数：438床（地域包括ケア、緩和ケア、感染・結核）

職員数：877名 常勤医師：75名 臨床研修医：8名（女性：9名）

2020年4月～新型コロナ専用病床：最大58床 1600人余りの入院

1日平均入院患者数：325人 1日平均外来患者数：879人

救急搬送数：4764件/年 救急患者数：16613人/年

手術件数：4396件/年

彦根市立病院における取り組み

平成30年 彦根市立病院働き方・業務改革推進本部設置

令和4年8月 働き方改革推進室の設置

夜間看護補助者（ナイトアシスタント）の配置

医師事務作業補助者の増員

タスクシフト/シェア → 64項目中41項目で取組中（取組済）

ホームページ・待合モニター等による市民への周知

日勤・夜勤看護師のマスクの色分け

令和5年5月 宿日直許可（宿直）の取得

時間外勤務および自己研鑽に関する整理

長時間労働医師への面接指導体制

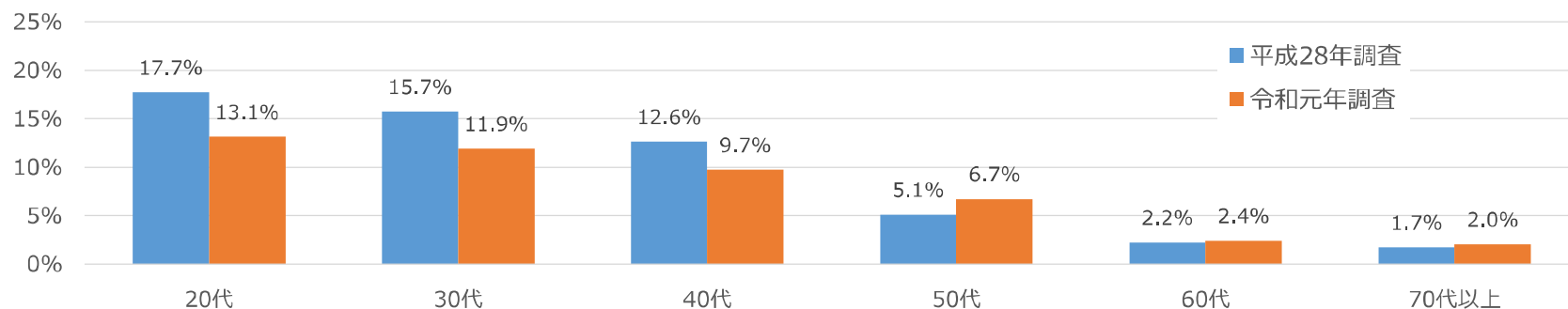


令和6年4月A水準予定

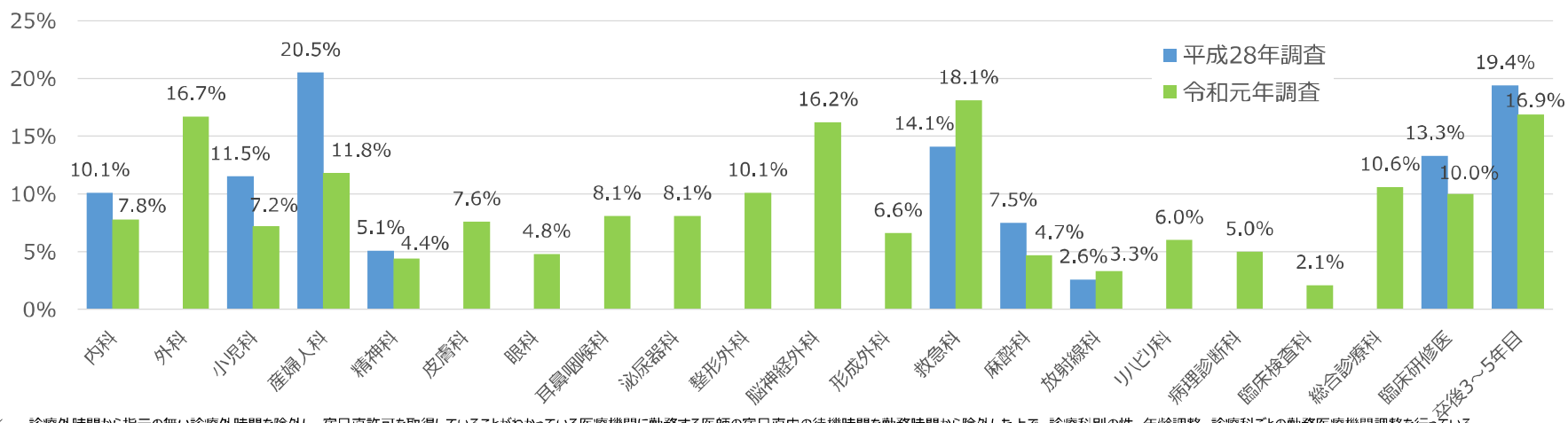
週労働時間が地域医療確保暫定特例水準を超える医師の割合

- 平成28年調査と比較し、年代別では20代～40代について、時間外労働が年1860時間換算以上の医師の割合が減少している。
- 診療科別でも、比較可能な診療科において、救急科・放射線科を除き時間外労働が年1860時間換算以上の医師の割合が減少し、産婦人科においては8.7ポイント減と、最も長時間労働医師の割合が減少している。

1. 年代別



2. 診療科別



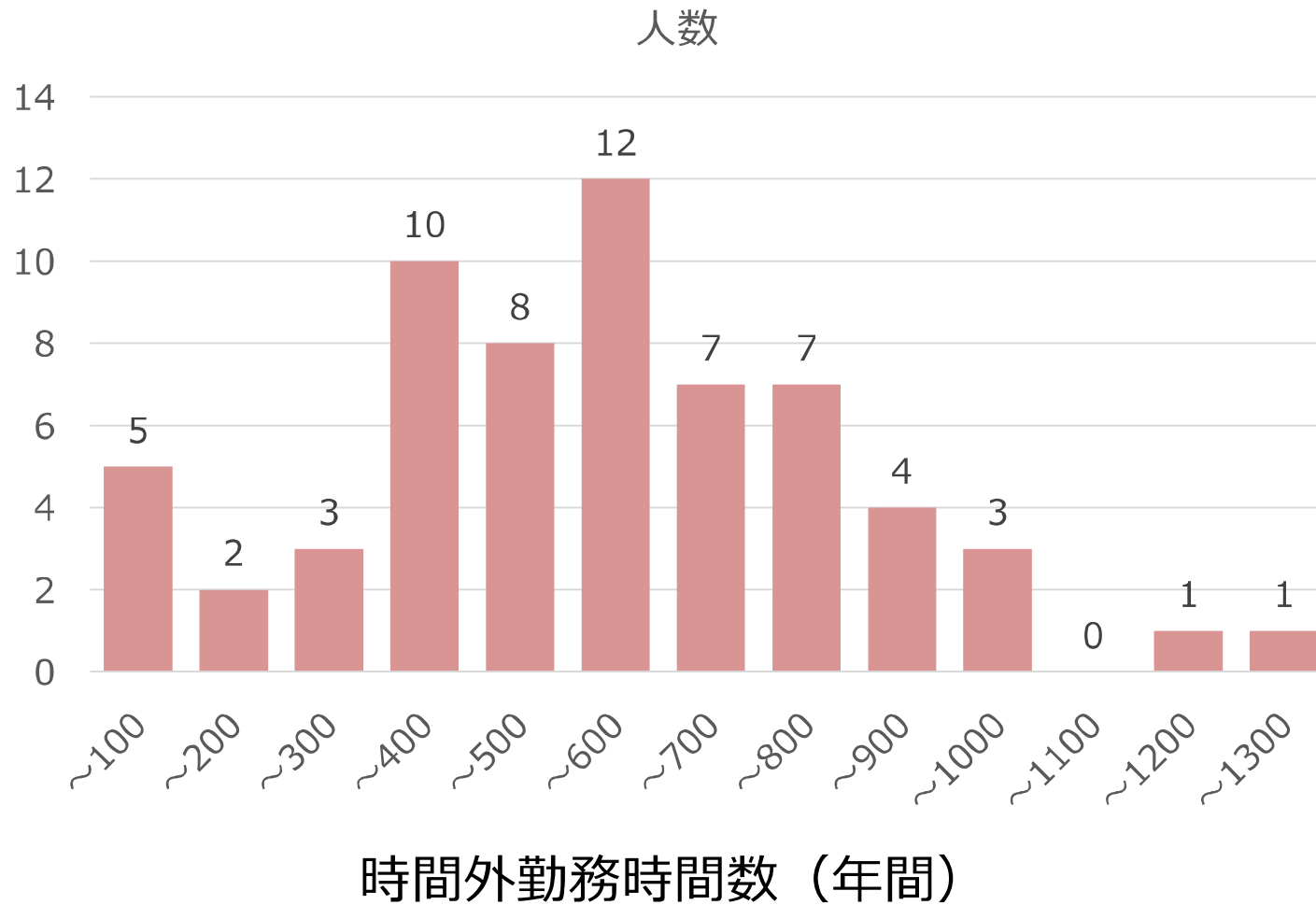
※ 診療外時間から指示の無い診療外時間を除外し、宿日直許可を取得していることがわかっていない医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を勤務時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っている。

※※ 年上限ラインは時間外・休日労働年1,860時間換算である週78時間45分勤務とした。

※※※ 「卒後3～5年目」に含まれる医師については、「臨床研修医」以外の各診療科に含まれる医師と重複。

※※※※ 平成28年調査、令和元年調査とは診療科調査区分が異なっているため、一致する診療科について表記している。

令和4年度 時間外勤務時間数の分布 (n=63)



医師の時間外労働規制について

一般則

2024年4月～

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

【時間外労働の上限】

- (例外)
- ・年720h
- ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
- ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

(原則)
1か月45時間
1年360時間

A水準を目指す

年960時間／
月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務
医に2024年度以降
適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1 C-2
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2：医師登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

年960時間／
月100時間 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

将来に向けて
縮減方向

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)
※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)
※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

彦根市立病院における取り組み

平成30年彦根市立病院働き方・業務改革推進本部設置

令和4年8月 働き方改革推進室の設置（院長は属していない）

夜間看護補助者（ナイトアシスタント）の配置

医師事務作業補助者の増員

タスクシフト/シェア → 64項目中41項目で取組中（取組済）

ホームページ・待合モニター等による市民への周知

日勤・夜勤看護師のマスクの色分け

令和5年5月 宿日直許可（宿直）の取得

時間外勤務および自己研鑽に関する整理

長時間労働医師への面接指導体制



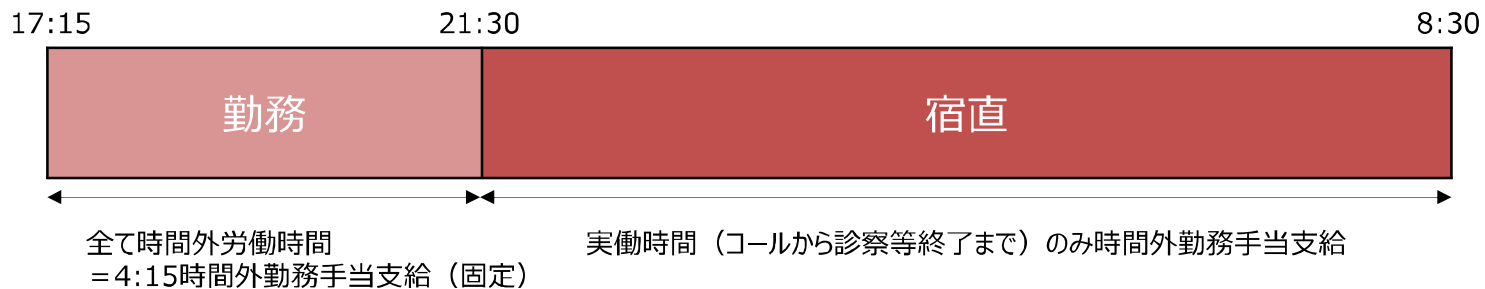
令和6年4月A水準予定

宿直に関する取扱いについて（医師）

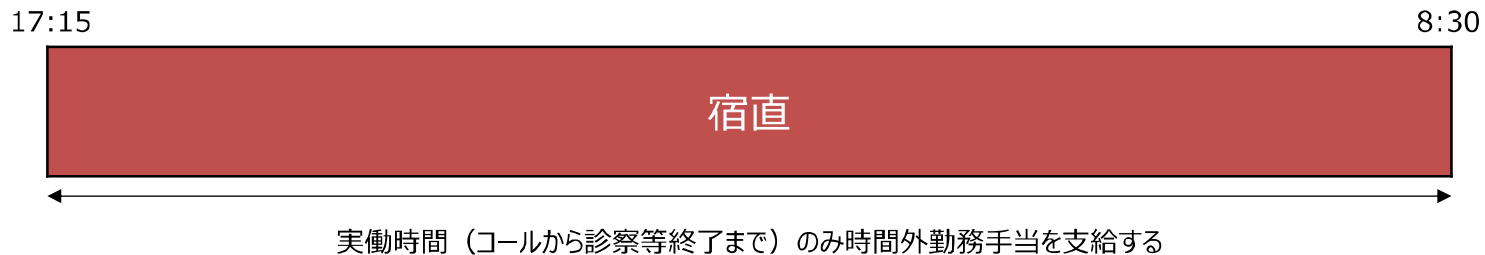
R5年5月から

← 宿直 17:15～8:30 →

内科・外科



ICU・小児科



時間外勤務および自己研鑽に関する取扱い（医師・歯科医師）

時間外勤務および自己研鑽に関する取り扱い（医師・歯科医師）

- ・緊急の診察や手術などを除いては、原則、所定勤務時間内に行うように努めること。
- ・平日の時間外勤務は17時30分からを基本とし、17時15分～17時30分は休憩時間とする。ただし、休憩時間が確保できなかった場合には、17時15分からの時間外勤務申請を可能とする。
- ・管理職員（主任部長以上）は診療業務または診療の補助業務に従事した場合のみ時間外手当の対象となる。

【記号の説明】

- ：労働時間に該当し、時間外勤務手当の対象となるもの
- *：労働時間に該当しないもの（自己研鑽として扱うもの）

- ：労働時間に該当するが、時間外勤務手当の対象とならないもの
- ー：労働時間に該当しないもの

A 診療に関するもの	管理職員	管理職員以外
1 患者の診療	●	●
2 予定手術の延長、緊急手術	●	●
3 IC、患者家族への説明	●	●
4 サマリ作成、レセプト業務、書類作成	●	●
5 外来の準備、オーダーチェック	●	●
6 診療上必要不可欠な情報収集	●	●

時間外勤務の申請・承認について

B 会議・打合せ

1	診療に関する参加必須のカンファレンス	●	●
2	診療部長会議	○	●
3	経営推進会議	○	●
4	抄読会		
	・発表/指導する場合	○	●
	・発表/指導しない場合	*	*
5	CPC		
	・発表/指導する場合	○	●
	・発表/指導しない場合	*	*
6	勉強会・カンファレンス		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*
7	公式に招集された委員会・会議	○	●
8	医局会（ <u>親睦活動等に関する時間を除く</u> ）	○	●

時間外勤務の申請・承認について

C 研究・講演その他

1	学会発表（準備を含む）		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*
2	外部講演等（準備を含む）		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*
3	研究活動・論文執筆		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*

D 研鑽

1	一般診療における新たな知識、技能習得のための学習		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*
2	症例・手術見学		
	・上長の命令に基づくもの	○	●
	・上長の命令に基づかないもの	*	*
3	学位、専門医取得のための研究・論文作成等	*	*

E 休憩・休息

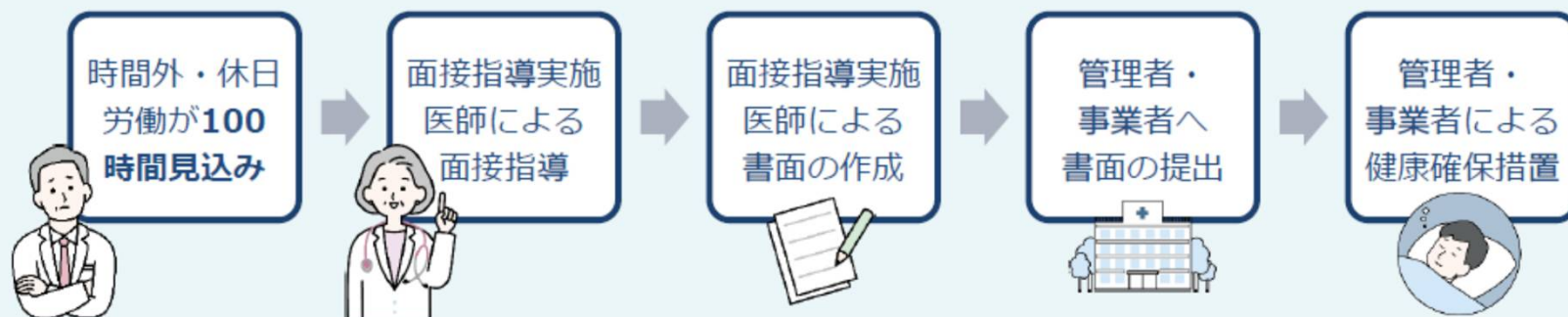
1	食事・睡眠・外出・インターネットの閲覧など	—	—
---	-----------------------	---	---

長時間労働医師への面接指導の実施について

時間外・休日労働が月100時間以上と見込まれる
医師に対しては、面接指導を実施しなければなりません。
副業・兼業先の医療機関にも義務付けられます。

面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。



面接指導実施医師は、以下の要件を満たす者であることが規定されています。

- 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
- 「面接指導実施医師養成講習会」(→p.26)の受講を修了していること

面接指導

面接指導の対象となる医師

- ①前月の時間外労働が80時間を超える場合
 - ②当月20日時点において時間外労働が67時間を超える場合
= 当月100時間到達が見込まれるペース
 - ③その他、事業管理者が面接指導を必要と認める場合
- 時間外勤務の入力を随時行うことが必須となります。



※令和5年10月の時間外勤務実績をもとに、面談を実施



→ 院長、副院長、診療局長 計6名

受けられ、

行えますが…
が面接指
な体制を

タイムラインチャート

- タイムラインチャート(Web画面) の画面です。

タイムラインチャート

脳神経外科 ログインユーザー 医師2 さん

2021年 1月

表示: 基準値: 予定時間

日時: 2021年1月15日(金) 今月残り: 10日/20日

月サマリ
 予定労働時間: 180 H
 実績時間: 111.5 H
 時間外労働時間: 30.5 H

【タイムラインチャート】
 予定勤務情報と実績勤務情報との
 差異を確認可能

個人実績

脳神経外科 医師2

特休 1/4 (月) 予定
 申請 実績

1/5 (火) 予定
 申請 未申請 実績

1/6 (水) 予定
 申請 実績

1/7 (木) 予定
 申請 未申請 実績

1/8 (金) 予定
 申請 実績

1/9 (土) 予定
 申請 未申請 実績

1/10 (日) 予定
 申請 未申請 実績

時間外申請

【電子カルテログ可視化】
 端末設置場所情報と電カル操作ログを紐づける
 ことで何処で、何をしていたか把握可能

ログアウト

ログアウト

FUJITSU Software TIME CREATOR ヘルプスクリーン V1.0.0000, Copyright 2020 FUJITSU FSAS INC., All rights reserved.

彦根市立病院における取り組み

平成30年彦根市立病院働き方・業務改革推進本部設置

令和4年8月 働き方改革推進室の設置（院長は属していない）

夜間看護補助者（ナイトアシスタント）の配置

医師事務作業補助者の増員

タスクシフト/シェア → 64項目中41項目で取組中（取組済）

ホームページ・待合モニター等による市民への周知

日勤・夜勤看護師のマスクの色分け

令和5年5月 宿日直許可（宿直）の取得

時間外勤務および自己研鑽に関する整理

長時間労働医師への面接指導体制



令和6年4月A水準予定

地方自治体病院が抱える問題点

- ✓ 医師をはじめとした医療スタッフの確保が難しい
- ✓ 時間外の救急診療が過重労働となる
- ✓ 住民の病院志向が強く外来診療に時間を費やす

当院の取り組みと今後の展望

✓ **働きやすい病院を目指す**

過重労働を軽減　キャリアアップを応援　多様な働き方に対応
給料を上げる/働き方改革が給与削減策となってはいけない

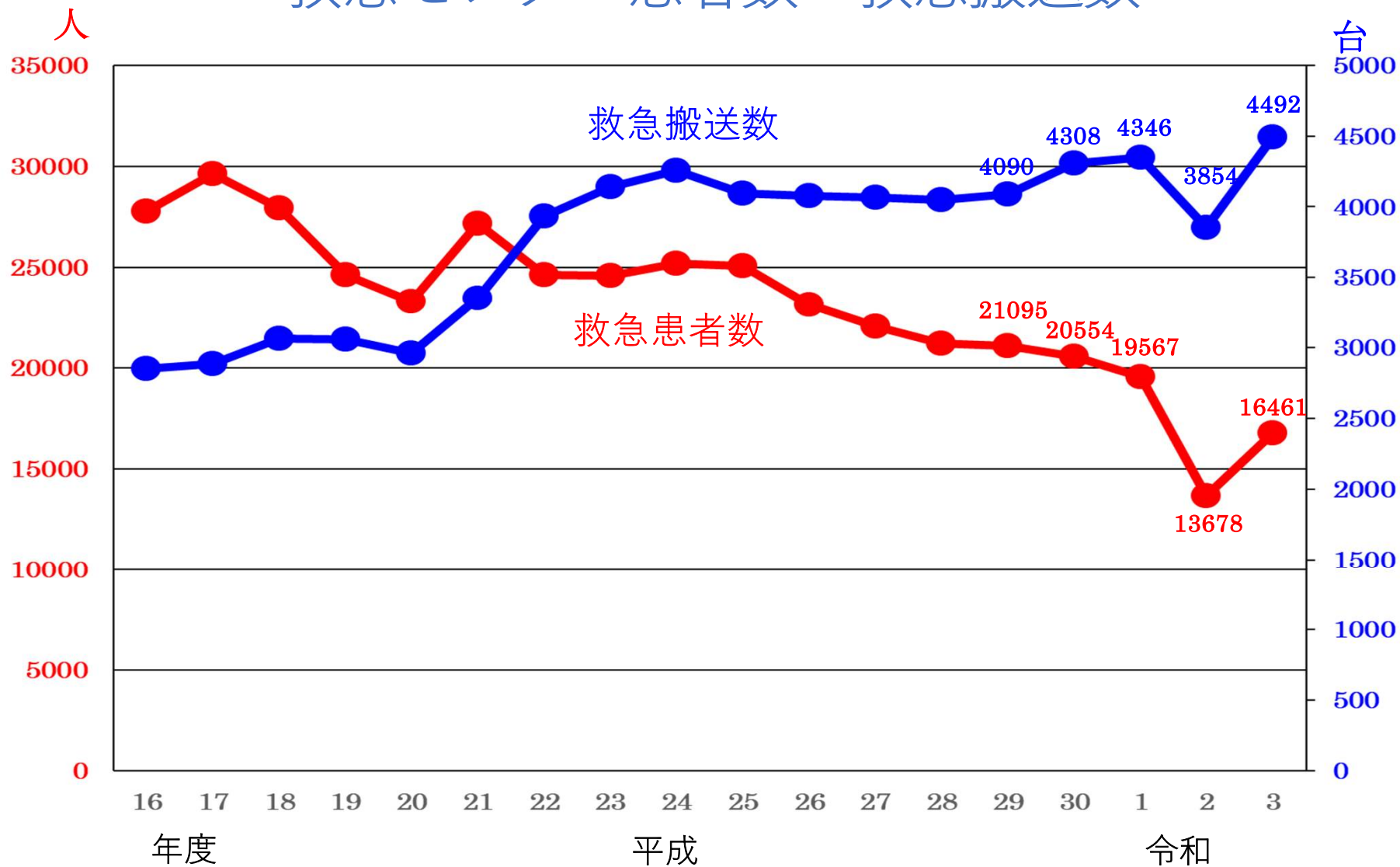
✓ **時間外診療（救急）を減らす**

非常勤医師の雇用
地域住民へのお願い　医療の集約化
フレックスタイムの導入（早出・遅出など）

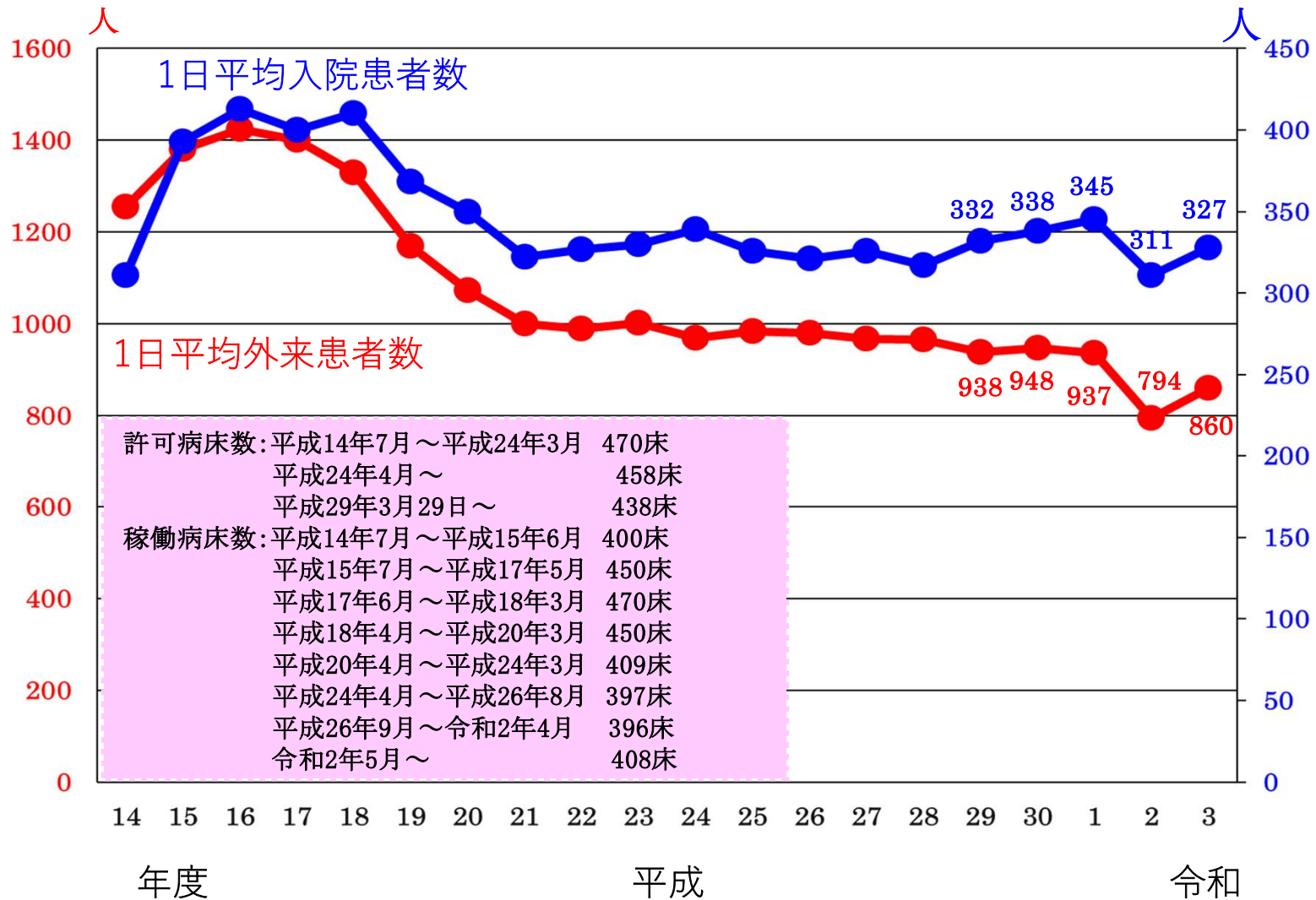
✓ **外来患者を減らし入院に注力**

逆紹介をすすめる

救急センター患者数・救急搬送数



1日平均入院患者数と1日平均外来患者数



最後に

- 働き方改革により医療の質が落ちることがあってはいけませんが患者サービスは低下する
- 住民（県民）を巻き込んだ議論と理解が必要である
- 行政の様々なサポートにも期待したい